事務連絡

令和２年２月２８日

　　放課後等デイサービス事業所　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川県健康福祉部障害保健福祉課

県立特別支援学校における一斉臨時休業の対応について

　県立特別支援学校では、文部科学省からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症防止のため、令和２年３月２日（月）から令和２年３月２４日（火）までの期間、臨時休業することについては既にお知らせしたとおりであります。

この度、県教育委員会では、県立特別支援学校に対し、やむを得ず福祉サービスの利用が困難で自宅等で保護者が見守りできない場合は、例外的に学校への登校を認める体制を整えるよう要請しております。

貴事業所におかれましては、保護者から事業所を利用したい旨の相談があった場合は、可能な限り事業所の利用を調整し、調整が困難な場合のみ、保護者から県立特別支援学校に相談するよう案内願います。

なお、市町立の学校における対応については、各市町の障害福祉担当課に確認いただきますようお願いいたします。

記

県教育委員会が児童生徒の居場所の確保について県立特別支援学校に要請した内容

１　保護者から、受け入れ事業所等の居場所が見つからないなどの相談があった場合は、丁寧にその状況を聞き取り、次の条件に当てはまる場合は、例外的に校長が登校を認めるなど適切に対応すること。

　　・放課後等デイサービスの人員確保の問題等により、居場所が確保できない者

　 ・放課後等デイサービスを利用していない幼児児童生徒のうち、保護者が自宅等で見守りが困難な者

２　今回の登校については、例外的なものであることから、学校は、保護者や放課後等デイサービスとの調整を図り、登校が常態化しないよう留意すること。

３　上記の者の登下校については、原則、保護者送迎とし、昼食は弁当の持参を依頼する こと。保護者送迎が難しい場合は、スクールバスの活用を可とするが、１台に多数の者を 乗車させないこと。また、感染症予防の観点により、乗車する者の座席を十分に離すなど適切に対応すること。

４　学校での活動は、自宅等で待機する者との公平性確保の観点から、保育及び生活支援とし、発達段階及び障害の状況に応じて、教員を配置し、安全管理及び感染症対策を実施する。